

広報



てんかわ



とびだそう世界へ! ~留学生とのふれあい~ 吉野ユネスコ協会国際交流会



主な内容

吉野ユネスコ協会国際交流会	2
村長へのお便りありがとうございます	3
国保診療所・ほほえみポート天川・ごみ収集 12月の予定表	11~12
議会だより	13~15
おしらせ	19

No.359

12

「とびだそう世界へ！」 吉野ユネスコ協会国際交流会



吉野ユネスコ協会が主催する国際交流会が、11月19日（日）に洞川エコミュージアムセンターにおいて開催されました。

今年で3回目の国際交流会は天川村に活動の輪を広げ、白鳳女子短期大学の留学生を迎え、アジアの多文化の理解と交流を深め、平和な地球社会実現のために地域住民とふれ合いました。

参加者は村内小中学生、近隣の高校生や、国際交流会開催とは知らずにエコミュージアムを訪れた人も含め、総勢約70人になりました。

留学生の方々は、普段白鳳女子短期大学で勉学されている学生で、ミャン

マー連邦、モンゴル国、ネパール王国、インドネシア共和国、ミクロネシア連邦の5カ国から7人をお迎えしました。



交流会はお国自慢と題して各国の地理、産業、言語、通貨、衣装、儀式等さまざまな文化について紹介があり、参加者も民族衣装をまとい、踊り、歌を習う全員参加型であり、趣旨の「多文化の理解と交流」が深められ、平和な地球社会実現に貢献できたように感じられました。

昼食は洞川財産区、洞川青年団が準備した野外バーベキューで堪能していただきました。ここでは民族、宗教上の理由から口にできない食材があり、準備には食文化の理解が必要でした。

また、アメノウオの塩焼きは、留学生の皆さんに口をそろえておいしいと言っていました。

昼食の後は洞川青年団の理源太鼓を披露し、その後お国自慢の第2部を行い盛会にて国際交流会が閉幕となりました。



ユネスコ（UNESCO）は日本語で「国際連合教育科学文化機関」を意味し、国際連合の専門機関として、共に生きる平和な地球社会の実現をめざし、官民協力によるさまざまな活動を行っています。

本村でユネスコといえば世界遺産を連想しますが、世界遺産活動（未来へ引きつぐ 地球のたからもの）の他に世界寺子屋運動（すべての人に教育を）、地域・若い世代との交流、「国際の10年」に対する取り組み等の活動を行っています。

書き損じハガキで世界の友達を応援しよう!!

役場の窓口に世界寺子屋運動の一環で書き損じハガキによる募金箱を設置しています。

1枚の書き損じハガキ（45円）が、ネパールでは鉛筆7本に、アフガニスタンではノート1冊とボールペン2本に、インドでは給食4食分になります。

「世界中には、行きたくても学校に行けない子どもたちが1億400万人もいます。年賀状などで、書き間違っただけで郵便に出せないはがきで、多くの友達が学校に行くことができるのです。1枚でも多くの書き損じはがきを集めています。ご協力をお願いします。」

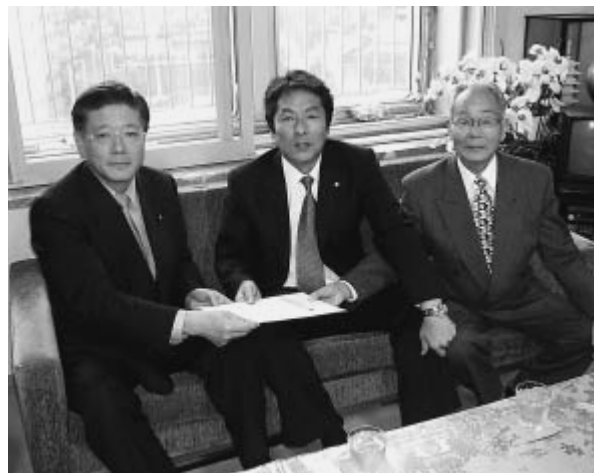


たのせ良太郎代議士を訪問、陳情

平成18年11月27日に車谷村長と岡下議会議長は、東京の国会衆議院会館内にあるたのせ良太郎衆議院議員の事務所を訪問しました。

現在の村全般の現況を訴え理解を求め、代議士同行のもとに国土交通省、総務省へ要望を行いました。

国土交通省では国道309号線狹隘区間の整備促進、慢性的渋滞区間の多い主要地方道大峯山公園線の整備促進、災害や緊急時の対応が心配される主要地方道高野天川線の整備促進の要望を、又総務省では携帯電話不感地域の鉄塔整備を、通信事業者の同意も含めて要望をしました。



村長へのお便り ありがとうございます

先月号に引き続き、12月10日までのお便りについてご回答させていただきます

- 洞川の下水道事業について、事業内容を理解し早期に住宅改修したものの、未だ本管未接続の家屋が多く見受けられ、改修費返済や処理費用を負担している世帯の不公平感は高まるばかりである。新年度においては未接続の家屋には厳しく対処し、絶対完成させてください。

■村長

- 私たちのかけがえのない水環境を守ること、そして皆さんの住環境整備を図ることをテーマに平成5年度より取り組みを開始いたしました洞川公共下水道事業につきまして、平成11年度一部供用開始を行い平成15年度設備が完成いたしました。

この下水道への加入につきましては平成11年度から使用可能になった方々から順次ご加入いただき現在90%の加入率に達しております。おかげさまで山上川の水質も着工時に比べ検査値もさることながら、みちがえる様にきれいになり、夏場の西の淵橋付近ではホタルの乱舞が名物となるほどです。

私たちは名水の郷に生きるものとして今後とも美しい水環境を守り続けるたゆまない取り組みと努力を続けていかねばなりません。今後とも住民の皆さんのご協力をお願い申し上げます次第です。

只今、下水道の加入率が90%に達しております。100%の加入まであと少しとなりました。皆さんのご理解の元、なんとか達成したいものです。ご協力の程お願い申し上げます。

8月31日



9月6日



特産品開発
第1弾
蕎麦
そば

9月11日



10月3日



村長室直通便でもお便りいただきました休耕地、遊休地の利活用を促進させ、併せて特産品開発を行なう取り組みといたしまして、天川村の気候にマッチした《そば》の実験栽培の様子をご報告させていただきます。

《そば》の栽培は当初の予想のとおり気候が合っているみたいで、収穫量も平均値を上回るほどで、特に雑草にも強く栽培の管理はわりと簡単でした。刈取り後の脱穀や選別には手間がかかりましたが、村立資料館からお借りした、むかし懐かしい農機具も使いながら、天川生まれのそばができました。平成19年度から遊休農地等を利用した《そば》の奨励事業を推進したいと思います。

遊休農地を利用による元気な地域づくりを目指します。

特産品開発チーム



■そばの特徴

- そばは「夏そば」と「秋そば」に大別されている。
- 開花は柱頭の粘液量が多く出る気温20度位の気候が最適（9月下旬）
- 栽培期間は、60～80日（秋は8月中旬～10月下旬）
- 標高300m以上の地域が適しており手間がかからない。
- 雑草の発生を抑え、雑草よりも強く成長が早く肥料はほとんどいらない
- 1aあたりそばの実が平均6kg取れる（今回は8kg取れました）
- 弱点は、霜は大敵で水はけの良いところを好む。



10月7日 満開



10月24日 蕎麦の実



飛び出し注意の看板設置

洞川小中学校PTA事業部では、洞川区内20カ所に飛び出し注意の看板を設置致しました。これは、こどもたちが洞川区内の交差点等で飛び出さないように、また車を運転される方にも注意を呼びかけることが目的です。

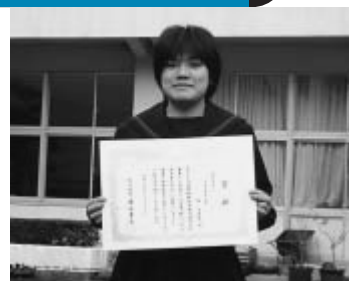
看板設置場所はもちろんのこと、みんなが交通安全を心がけ、事故のない安全な洞川となりますよう努めたいと思います。



中学生の「税についての作文」受賞者について

このたび、吉野納税貯蓄組合連合会が平成18年度中学生の「税についての作文」を募集したところ、吉野郡の14中学校から905編の応募がありました。

本村からは、天川中学校3年生 南 志津保さんの「昔も今も」の作品が特に優秀と認められて、「首長賞」として選考されました。南さんおめでとうございます。



体協だより

11月23(木)に、吉野郡民(秋季)体育大会のターゲットバードゴルフ大会が、本村を会場として開催されました。



郡内町村より4チーム(18人)の参加があり、本村からは2チームが参加しました。団体の部の結果は下記のとおりです。

- 優勝 下市町(堀毛)チーム
- 第2位 下市町(体協)チーム
- 第3位 天川村(B)チーム
- 第4位 天川村(A)チーム

村民の皆様には、あまり馴染みのない競技ですが、グランドゴルフと同様に一旦始めると面白いと思います。是非一度チャレンジしてみてください。

戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた妻のご労苦に対し、国として慰藉を行なうことを目的として、戦傷病者の妻に支給するものです。

村では、10月1日から申請受付を行なっていますが、手続きをまだされていない方は、役場住民課 援護係までお問い合わせ下さい。(☎0747-63-0321)

■支給要件

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が、平成18年10月1日に増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている戦傷病者または平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に新たに増加恩給等の受給権を得た戦傷病者の妻の方に支給されます。

また、戦傷病者の方が平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に戦傷病以外の原因で死亡された場合、妻の方に「戦傷病者の妻に対する特別給付金」が特例支給されます。同期間に公務傷病、勤務関連傷病で死亡された場合「戦没者の妻に対する特別給付金」が支給されます。

■請求期間 平成21年9月30日

年金受給者の皆様へ

現況届の提出が 原則不要となります

社会保険庁では、年金を受けている方から年に一回、現況届を提出していただくことにより、引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認をしています。

今後、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して年金を受ける権利があるかどうかの確認を行うこととしましたので、12月生まれの方から現況届の提出が不要となりました。

※現況届の提出が不要となる方（住民票コードが確認できた方）には、誕生月の初め頃に現況届の提出が不要となることのお知らせを送付します。

ご注意ください!

住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況届の確認を行えない方については、今後も現況届の提出が必要となります。現況届の提出がない場合は、年金の支払いが一時とまりますのでご注意ください。

■主な例

- 社会保険庁で保有している本人基本情報と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方。
- 外国籍（外国人登録）の方。
- 外国にお住まいの方。

加給年金額の対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります。

- 加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方につきましては、社会保険庁から送付する『生計維持確認届』の提出が必要となります。

※『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみの支払いが一時止まりますのでご注意ください。

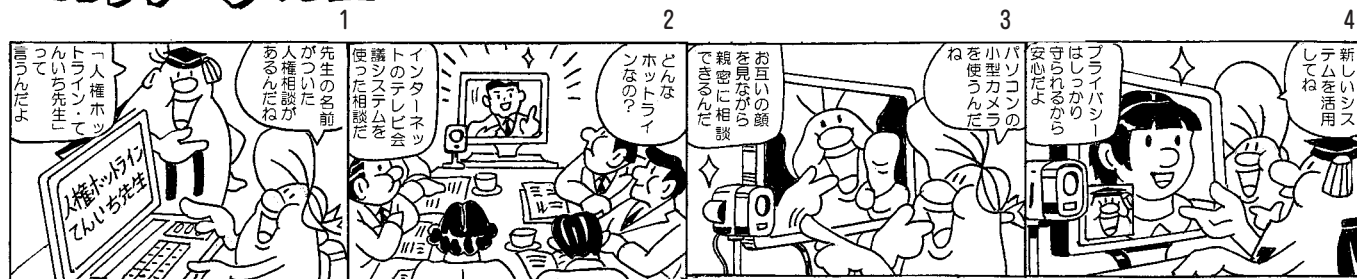
- 障害の程度の確認については、医師による診断書が必要となりますので、障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要となります。

※診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

ねんきんダイヤルまたは、最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。
(ねんきんダイヤル 0570-07-1165)

てんいち先生



公的年金等に係る 源泉徴収税額の計算方法が変更されます

平成18年度所得税法の改正により、国から地方への税源移譲が行われ、**平成19年2月15日支払い**の年金から公的年金等に係る源泉徴収税額の計算方法が変更になります。

年金と税金について

1. 年金のうち、老齢・退職年金には所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。(障害年金・遺族年金には所得税がかかりません。)
2. 社会保険庁は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収します。
3. **年金の定率減税額は、平成18年度の税制改正により平成19年分以降は廃止**になります。
4. 扶養親族等申告書を提出された方の公的年金等にかかる**源泉徴収税率**が10%から**5%**に引き下げられます。

※所得税の源泉徴収税率が下がった分、平成19年6月頃に市町村から通知がある住民税額は増えますが、所得税と住民税を合わせた負担額は、これまでと変わりません。(ただし、このほか、定率減税の廃止などによる影響があります。)

■源泉徴収税額の計算方法

- 「扶養親族申告書」を提出した方の場合（1円未満切り捨て）

(注)

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{介護保険料額} - \text{各種控除額}) \times \text{源泉徴収税率}(5\%)$$

- 「扶養親族申告書」を提出しない方の場合
(源泉徴収税額の計算方法は、今まで通りです。)

(注)

(注)

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - \text{介護保険料額} - (\text{年金支給額} - \text{介護保険料額}) \times 25\% \} \\ \times \text{源泉徴収税率}(10\%)$$

(注) 計算式内の「介護保険料額」とは年金から特別徴収(年金天引き)されたものをさします。

林業機械（チェーンソー・刈払機）講習会 開催のお知らせ

チェーンソーは、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の規定により、チェーンソー作業による伐木、造材作業の業務は、「特別教育を必要とする業務」となっており、刈払機においては、近年、刈払機による重篤な労働災害が多発している現状から、刈払機の安全な使用方法、整備点検等の教育の必要性が云われております。本趣旨から下記のとおり講習会が開催されます。

■受講対象

チェーンソーまたは、刈払機作業に従事している者及び従事する見込みのある者で、満18歳以上の者。

◆チェーンソー講習会

日 時：平成19年2月13日(火)～平成19年2月14日(水)
午前9時～午後5時までの2日間

受講料：11,000円（テキスト代1,000円を含みます。）

◆刈払機講習会

日 時：平成19年2月15日（木）午前9時～午後5時までの1日間

受講料：9,000円（テキスト代1,000円を含みます。）

■場 所

チェーンソー・刈払機各講習ともに天川村山村開発センター2F農林研修室

■申し込み方法

開催日の1週間前までに天川村役場内産業建設課窓口に設置しています**申込用紙**に必要事項をご記入の上、**写真**（脱帽、上半身 縦35mm×横23mm）**2枚**とともに窓口へ提出して下さい。**受講料**は当日ご持参下さい。

■当日持参するもの

身分証明書（免許証等、氏名、生年月日のわかるもの）、筆記用具、昼食、受講料
お問い合わせは、産業建設課 観光農林グループ ☎0747-63-0321（内線133）

製造事業所の皆様へ

工業統計調査にご協力ください

平成18年工業統計調査を12月31日現在で行います。

この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。年末年始のお忙しいところ恐縮ですが、調査票の記入・提出についてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、ご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密が厳守され、統計以外の目的に使用されることは絶対にありませんのでご安心のうえ、正確な御記入をお願いいたします。

地域政策課 統計係 ☎0747-63-0321（内線152）



村の医療について

■国保診療所 平成18年11月の受診状況

	来 院		医 療 費	一人あたり 医 療 費
	うち初診	うち再診		
11月実数	631人	59人	7,348,060円	11,645円
対前月比	647人	38人	7,499,020円	11,590円
	97.53%	155.26%	97.99%	100.47%
対前年 同月比	461人	45人	5,974,060円	12,959円
	136.88%	131.11%	123.00%	89.86%

■平成18年10月の医療受診状況

国民健康保険加入者で75歳未満の方				老人保健対象者（75歳以上の方）		
	受診日数	医 療 費	一人あたり 医 療 費	受診日数	医 療 費	一人あたり 医 療 費
10月実数	1,176日	15,744,704円	13,388円	1,858日	29,169,216円	15,699円
対前月比	1,314日	22,465,252円	17,097円	1,838日	29,644,936円	16,129円
	89.50%	70.08%	78.31%	101.09%	98.40%	97.34%
対前年 同月比	1,200日	17,740,290円	14,784円	2,132日	37,880,880円	17,768円
	98.00%	88.75%	90.56%	87.15%	77.00%	88.36%

◎各種保健事業、検診に積極的に参加し、疾病の予防、早期発見早期治療に心がけてください。

村民の皆様のちょっとした心がけで、医療費の軽減につながります。

◎前月より数値が下がった箇所を ■ で示しました。

村民の皆様の医療への関心と努力により下がったと思われませんが、数値を下げることにとらわれず、体調不良の際には医療機関に受診し、健康維持に努めて下さい。

心身とも元気 → 医療費軽減 → 保険税軽減

感染性胃腸炎にご注意！

感染性胃腸炎は、病原性大腸菌やサルモネラなどの細菌、それにロタウイルスやノロウイルスなどのウイルスによって引き起こされる胃腸の病気で一年を通じて発症しますが、細菌によるものは夏場に集中し、ウイルスによるものは毎年秋から冬にかけて流行がみられます。

冬場においては、ロタウイルスによる乳幼児冬季白色下痢症とよばれるものや、ノロウイルスによるものが、多く発生する時期であり、注意が必要です。

■どのように感染するのか

経口感染で体内に侵入します。感染性が非常に強いです。

例えば・・・

- 汚染された食品を生や加熱不十分なまま食べる。
- 調理した人の手指を介して汚染された食品等を食べる。
- かかっている人の嘔吐物や糞便を処理する。
- 汚染されたドアノブやタオルなどを介して人から人へ感染します。



■症状

下痢（水様便・血便など）・嘔吐・悪心・腹痛・発熱

■経過

原因となる病原体によって大きく異なりますが、潜伏期は一般には1～3日程度（短いものでは6時間、長いものでは10日前後まで）です。この間、本人は症状がありませんが、他人に感染させる可能性があります。

症状は1～3日位で治まりますが、乳幼児や寝たきりの高齢者など免疫力の低い者は、下痢や嘔吐等の症状がきっかけとなって重症や死亡にいたるケースもおこり得ることから、早めに医師の診察を受けることなどが重要です。

症状が治まった後も、ウイルスが2～3週間位、便の中に含まれます。自分が治ったからといって油断していると、他の人にウイルスを感染させてしまいます。

■治療

一般的には対症的な治療が中心となります。

■予防方法

- 十分な睡眠と栄養をとり、体調を良好に保ちましょう。
- 手洗いを丁寧に頻回にしましょう。

手洗いにより、手についたウイルスを洗い流します。石けんにはウイルスの感染力を失わせる効果はありませんが、手の脂肪等の汚れを落とすことにより、ウイルスを手指からはがれやすくする効果があります。※ノロウイルスにはアルコール消毒液はあまり効果がありません。

〈下痢や嘔吐等の症状のある家族がいる場合〉

- 排泄の介助や嘔吐物の処理の際には、マスクや使い捨て手袋等着用しましょう。
- 作業後の手洗いは必ずしましょう。
- 家の中の消毒→人の手の触れる可能性がある物は感染経路になると考えられます。トイレだけでなく、家庭内の直接手で触れる機会がある場所を消毒しましょう。消毒はノロウイルスの場合、塩素系漂白剤または熱湯（85℃以上）で1分です。

これからかぜやインフルエンザも流行する季節です。皆さん体調には十分注意して下さい。

検診や教室等の内容や申込み方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、
ほほえみポート天川 保健師までお問い合わせ下さい。

連絡先 ☎0747-63-9110



国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 1月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ収集	
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30)			
1	月	閉 館 日				
2	火	閉 館 日				
3	水	閉 館 日				
4	木	休 診	西 尾 医師			燃烧
5	金	森 本 医師	森 本 医師	運動機能向上教室 (10:30~)		
6	土	嶋 本 医師	休 診			
7	日	閉 館 日				
8	月	閉 館 日				
9	火	休 診				燃烧
10	水	嶋 本 医師	休 診			粗大
11	木	森 下 医師	西 尾 医師			資源 1
12	金	森 本 医師	森 本 医師	運動機能向上教室 (10:30~)		燃烧
13	土	嶋 本 医師	休 診			
14	日	閉 館 日				
15	月	嶋 本 医師	嶋 本 医師			燃烧

※医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。

見える所に貼り、ご活用下さい。



国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 1月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ 収 集
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30)		
16	火	休 診			不燃
17	水	嶋 本 医師	休 診		粗大
18	木	森 下 医師	西 尾 医師		資源 1
19	金	森 本 医師	森 本 医師		燃焼
20	土	嶋 本 医師	休 診		
21	日	閉 館 日			
22	月	嶋 本 医師	嶋 本 医師		燃焼
23	火	休 診			資源 2
24	水	嶋 本 医師	休 診		粗大
25	木	森 下 医師	西 尾 医師		資源 1
26	金	森 本 医師	森 本 医師		燃焼
27	土	嶋 本 医師	休 診		
28	日	閉 館 日			
29	月	嶋 本 医師	嶋 本 医師		燃焼
30	火	休 診			不燃
31	水	嶋 本 医師	休 診		粗大

※医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。

見える所に貼り、ご活用下さい。

平成18年第4回定例会を開催しました。

平成18年第4回天川村議会定例会が、12月11日に召集され開会しました。

会期については12月15日までの5日間と定め、原案のとおり承認、可決し会期を1日残して閉会しました。又、議長、副議長及び委員会等の役員改選も行い、議長に植林友衛氏、副議長に奥田八尋氏が選任されました。

その概要を報告します。

承認事項

＝予算(専決処分)について＝

- ◇平成18年度一般会計補正予算第3号について
14,205千円を追加し、総額を2,314,010千円としたものです。

可決事項

＝条例・規約について＝

- ◇天川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
身体障害者福祉法の規定により運用されていた施設等について、障害者自立支援法が施行されたことによる改正です。
- ◇天川村立学校設置条例の一部を改正する条例について
小学校統合に伴う改正です。
- ◇奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- ◇奈良県町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更について
- ◇奈良県市町村会館管理組合理約の変更について
- ◇中吉野広域消防組合理約の変更について
- ◇南和広域衛生組合理約の変更について
- ◇奈良広域水質検査センター組合理約の変更について
- ◇南和広域連合理約の変更について
以上7規約の変更は、地方自治法の改正に伴う収入役、吏員の廃止及び監査の充実等についてです。
- ◇奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について
県下39市町村が後期高齢者(75歳以上)医療制度に関する事務を共同処理するために設立するものです

＝予算について＝

- ◇平成18年度一般会計補正予算(第4号)について
14,205千円を追加し、総額を2,314,010千円とするものです。
- ◇平成18年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について
7,342千円を追加し、総額を276,928千円とするものです。
- ◇平成18年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
500千円を追加し、総額を143,725千円とするものです。
- ◇平成18年度温泉施設等特別会計補正予算(第2号)について
6,300千円を追加し、総額を140,029千円とするものです。
- ◇平成18年度中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
財源の置き換えです。

＝請負契約の締結について＝

- ◇洞川温泉源泉掘削整備工事にかかる請負契約の締結について
洞川地内に温泉を掘削するための整備工事請負契約の締結です。



◇スクールバス新車購入にかかる物品売買契約の締結について

現有スクールバスの更新並びに来春小学校統合に対応するための購入に伴う売買契約の締結です。

＝追加議案＝

◇全国森林環境税の創設を求める意見書の採択について

◇監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて



＝一般質問＝

定例会の最終日（14日）に阪谷議員・根来議員より一般質問がありました。

◆**阪谷議員の質問**……現在社会的問題になっている児童生徒のいじめの問題について、本村ではどのような指導を行っているのか。

◆**教育長答弁**……児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が全国各地で発生しており、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めています。いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものであります。

教師一人一人が強く認識し、教師間の情報の共有等組織力を生かした取組のもと迅速に対応するよう指示したところ です。

きめ細やかな対応が求められており、学校、家庭や地域においても子供をしっかり見ていくこと、話を十分に聞いてあげること、何よりも命の大切さを教えていくことを忘れてはならないと

考えます。

◆**阪谷議員の質問**……統合後における学校教育への今後の対応について

◆**教育長答弁**……社会構造の変化や核家族化、少子化、地域の結束力の低下など子供を取巻く環境は大きく変化しており、国を挙げて教育改革の必要性が叫ばれております。

子供の数が急激に減少している本村においても地域に根ざした、より特色ある学校づくりが求められております。

来春には新しい学校が開校することになりますが、バス通学への対応や児童の心のケアなど統合の影響緩和に加え、子供の居場所づくりと安全対策を目的とした一斉下校等子供の負担などに十分配慮しながら検討しております。

◆**根来議員の質問**……広域林道殿野坪内・川股天辻線が近年の財政状況により、工事の休止と聞くが今後どのようにしていくのか。

◆**村長答弁**……県営広域林道殿野坪内線は栃尾辻まで概ね計画通り施工の見込みで、その先についても早期完成できるように要望しております。

県営広域林道川股天辻線は立木補償がまとまらず、当初計画の開設が困難となり五條市と全体計画線形の再検討しており、先線変更による用地、立木補償の交渉ができるまで休止することとなっております。

治山工事につきましては優良な森林環境と国土の保全はもとより、河川に堆積する土砂の防止に非常に有効な施策であるので、県営治山事業継続分についても整備促進の要望を行っております。

◆**根来議員の質問**……来春統合する小学校を含め以前の統合校舎の跡地利用についてどのようにしていくのか

◆**村長答弁**……廃校舎の有効的な利用については村の重要課題として早急に結論を出す必要があると考えております。

本年7月に職員による施設再利用検

討委員会を組織し協議を進めており、村のホームページにおいて社会的なニーズを把握する意味も含め意見募集を行い数件の問合せやご意見を伺っております。

旧天川西小学校については五條市内

に本社をもつ健康食品の製造会社と協議を進めております。また、旧天の川小学校と来春統合する洞川小学校の2校ですが、雇用の場の創出の方向で有効利用が図れるよう検討を進めてまいります。

議員役員



議 長
植 林 友 衛



副議長
奥 田 八 尋

常任委員会

- | | | | | | |
|---------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| ● 総務委員会 | 委員 長 | 阪谷 均 | ● 経済厚生委員会 | 委員 長 | 弓場 昭 |
| | 副委員 長 | 根来 群二 | | 副委員 長 | 橋田 謙二 |
| | 委 員 | 水口 九郎 | | 委 員 | 森本 武司 |
| | 〃 | 岡下 清作 | | 〃 | 植林 友衛 |
| | 〃 | 奥田 八尋 | | | |

特別委員会

- | | | | | | |
|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|
| ● ダム対策特別委員会 | 委員 長 | 水口 九郎 | ● 林業振興対策特別委員会 | 委員 長 | 橋田 謙二 |
| | 副委員 長 | 森本 武司 | | 副委員 長 | 岡下 清作 |
| | 委 員 | 根来 群二 | | 委 員 | 弓場 昭 |
| | 〃 | 橋田 謙二 | | 〃 | 奥田 八尋 |
| | 〃 | 阪谷 均 | | | |
| ● 上下水道推進特別委員会 | 委員 長 | 岡下 清作 | ● 町村合併検討特別委員会 | 委員 長 | 根来 群二 |
| | 副委員 長 | 根来 群二 | | 副委員 長 | 阪谷 均 |
| | 委 員 | 全 議 員 | | 委 員 | 全 議 員 |

- 監査委員（議会選出） 森本 武司
- 中吉野広域消防組合議員 奥田 八尋・弓場 昭
- 南和広域衛生組合議員 根来 群二
- 南和広域連合議員 水口 九郎
- 国保運営協議会委員・介護保険運営協議会委員（公益） 水口 九郎・森本 武司・橋田 謙二

農業委員会だより

平成18年度 第3回農業委員会

11月7日天川村山村開発センターで第3回農業委員会が開催されました。

●会議の内容

- ① 農地法第3条許可申請審査 1件
- ② 農地法第5条許可申請審査 1件
- ③ その他

農地法第4条・5条とは

農地を農地以外の目的で利用する場合には、農地法第4条または第5条に基づく許可（または受理）が必要です。なお第4条と第5条の違いは次のとおりです。

第4条・・・転用に際し所有権等権利の移動または設定がない（所有者が自ら転用する）場合

第5条・・・転用に際し所有権等権利の移動または設定を伴う（新たに権利を取得する者が転用する）場合

また、転用予定農地が市街化区域内か市街化調整区域内にあるかで手続きが異なります。

今回の農業委員会では、農地法第3条の規定による許可申請が1件及び、農地法第5条の規定による許可申請が1件審査され農地法第3条許可申請については許可をし、農地法第5条許可申請については本委員会を経て、現在奈良県で審議中です。

農業に関するお問い合わせは

産業建設課内 農業委員会事務局まで ☎0747-63-0321（内線133）

南和広域衛生組合 物品購入等の資格審査について

南和広域衛生組合（構成町村 大淀町・高取町・黒滝村・天川村、2町2村により一般廃棄物（ごみ）を共同処理するために平成4年4月1日に設立された一部事務組合）が行う物品購入等に係る指名競争入札参加資格審査の申請について

平成19年4月1日から平成21年3月31日までに南和広域衛生組合が発注する物品の購入又は製造の請負その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格審査を行いますので審査を希望される方は、次の手続きに従い書類作成の上、期限内に提出してください。

受付期限

平成19年2月1日から平成19年2月28日まで（平日のみ。）

受付時間

午前9時から午後5時迄

提出先

南和広域衛生組合・美化センター内

高取町役場住民福祉課

黒滝村役場住民福祉課

天川村役場住民課

以上、最寄りの窓口で受け付けます。又、申請用紙についても窓口で配布します。

奈良県の最低賃金

奈良県における平成18年度の最低賃金は、特定の産業に適用される産業別最低賃金の金額も改正され、下表のとおりとなりました。

最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。使用者は、適用される最低賃金額等を周知するとともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金件名		日額	時間額
奈良県最低賃金（18.10.1発効）		—	656円
最産 低業 賃 金 別	一般機械器具製造業（18.12.25発効）	—	761円
	電機関係製造業※（18.12.25発効）	—	761円
	自動車小売業（18.12.25発効）	—	760円
	木材・木製品、家具・装備品製造業（製材熟練等）（元、1.25発効）	6,527円	816円



※発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業

○産業別最低賃金の適用については、年齢・業務により適用除外となる場合がありますので、詳しいことは、奈良労働局又は最寄の労働基準監督署へお気軽にお問い合わせください。

奈良労働局・労働基準監督署

更新免許の即日交付廃止のお知らせ (運転免許証センターは従来どおり即日交付)

- 1 即日交付廃止警察署・・・中吉野警察署・五條警察署
- 2 即日交付廃止日・・・平成19年3月31日をもって廃止
- 3 廃止後の更新時講習の取り扱い
平成19年4月以降、中吉野警察署及び五條警察署では更新手続きに**免許用写真**が必要となります。

	月・水・金曜日	火・木曜日	土曜日	日曜日
運転免許センター	即日交付			即日交付
中吉野警察署	概ね3週間後の講習受講日を指定して、講習受講後に新免許証を交付	講習を先に受講し概ね3週間後に新免許証を交付	取扱いしていません	取扱いしていません
五條警察署	講習を先に受講し概ね3週間後に新免許証を交付	概ね3週間後の講習受講日を指定して、講習受講後に新免許証を交付		
警察署（橿原、五條、中吉野署を除く。）	概ね3週間後の講習受講日を指定して、講習受講後に新免許証を交付			
【問い合わせ先】	奈良県警察本部運転免許センター 〒634-0007 橿原市葛本町120-3 ☎0744-22-5541			

犯罪ゼロの村を目指して!! 1人1人が注意して下さい。

空き巣狙い・忍込み

- 見知らぬ人にはひと声かけましょう
- 錠は2つ付ける
- 面格子を付ける
- 防犯警報装置を付ける

車上狙い・部品盗

- 車を離れるときは、エンジンキーを抜いてドアロックをする
- 車内には貴重品はもちろん荷物を置いたままにしない
- 車に防犯装置を付ける

自動販売機荒し

- 自動販売機に防犯ブザーやセンサーライトを付ける
- 自動販売機の付近で不審者を見かけたら、
人相、服装や車のナンバーを110番する

オートバイ・自転車盗

- ワイヤー錠で二重ロックをかける
- 記名・防犯登録をする
- 違法駐輪は迷惑をかけるとともに、格好のターゲット

地域安全通信

●発行●
地域安全推進
委員
天川支部
平成18年12月

振り込めと言われたら、詐欺を疑え!!

振り込め詐欺(恐喝)とは**オレオレ詐欺(恐喝)・架空請求詐欺(恐喝)**のことです。

◆「オレオレ詐欺」の手口と対応策

- 手口～ 警察官や弁護士、保険会社などを名乗り、「お宅の御主人が(お子さん、お孫さん)が交通事故を起こした」「相手が示談に応じているので、すぐに〇〇〇万円必要だ」「お宅の息子に金を貸したが返さない」など様々な口実でお金を振り込ませる。
- 対応策～電話を切った後、本人や祖も家族、関係者と連絡を取り事実を確認する。
一旦電話を切り、電話帳等で調べ直した上で確認する。
直ぐに振り込まず、家族や知人、警察などに相談する。

◆「架空請求詐欺」の手口と対応策

- 手口～ 有料サイト(アダルトなど)利用料金が未払いだ」と言って支払わなければ、押しかける、裁判をおこすなどと脅かす。
※紛らわしい団体に注意! 「訴訟管理局」「民事訴訟通達センター」など
- 対応策～無視する。利用した覚えがなければ振り込まない。
請求の連絡があっても、はっきり断る
自分の氏名や住所は教えない。相手に絶対連絡しない。

平成十九年度
奈良県立高等技術専門学校
四月入校生募集

▼応募書類受付期間

平成十九年一月二十九日～
平成十九年二月十九日

▼入校試験日

平成十九年三月二日

▼合格発表日

平成十九年三月八日

▼募集科と定員

ITシステム科(二十名)・家具
工芸科(二十名)・建築科(二十
名)・住宅設備科(二十名)・服
飾ビジネス科(二十名)・オフイ
スビジネス科(二十名)・造園技
術科(二十名)・ビルメンテナ
ンス科(二十名)

▼訓練期間

造園技術科のみ六カ
月、以外の科は一年

▼募集対象

①求職者及び平成十九年三月中学
校、高等学校卒業見込の者②IT
システム科、家具工芸科は、高等
学校卒業程度の学力を有するもの
③ビルメンテナンス科は、概ね四
十歳以上の者

▼その他

詳細については県立高等
技術専門学校又は最寄のハローワー
クにお問合せ下さい。

▼電話 ○七四五(四四) ○五六五

自衛官採用試験のご案内

■二等陸・海・空士

▼受験資格 十八歳以上二十七歳未満

▼受付期間 十九年二月中旬まで

▼試験日時 十九年二月中旬

▼待遇等 初任給一五万七千五百円
(九ヶ月後十七万二千五百円に昇給)

賞与年二回(俸給の四・五倍)

週休完全2日制

■予備自衛官補

▼受験資格 十八歳以上二十四歳未満

▼受付期間 十九年一月九日～

四月九日まで

▼試験日時 十九年四月十四日～

十六日(内一日)

▼待遇等

①身分 非常勤の特別職国家公務員

②手当等 教育訓練招集手当日額七
千九百円

③訓練招集旅費が支給されます。

▼教育訓練は、三年以内に五十日間
第一段階(二十日)

第二段階(二十日)、第三段階
(十日)それぞれ五日間に分けて
実施します

▼お問い合わせ

自衛隊五條地域事務所

☎〇七四七(二二) 三七八九



ものがゆがんで
見えたら

ものを見ようとしたときに、見た
い部分だけがゆがんだり、暗く見え
たことはありませんか？

眼に入った光の情報は、「角膜」
「水晶体」「硝子体」を通じて「網膜」
の上に像を結びます。つまり、カメ
ラに例えると、網膜はフィルムの働
きをしています。

その網膜の中で視力をつかさどる
重要な細胞が集中している部位が
「黄班」で、光の情報の大半を識別
しています。この部位に異常が発生
すると、視力が低下します。

加齢により黄班に変化が起きるの
が「加齢黄斑変性」で、初期の自覚
症状は「ものがゆがんで見えること」
です。

近年の高齢化に伴い、患者数が増
加していますが、失明という事態を
招きかねない眼疾患であるにも拘ら
ず、一般によく知られていません。
加齢黄斑変性は、五十歳以上の成人
が失明する主な原因となっています。
病名が示すとおり、加齢が原因で
すので、歳をとれば誰にでも起こり
うる病気です。発症を前もって抑え
ることはできません。

自己チェックとしては、片目ずつ、
格子状の表(グラフ用紙)の中心部を
見て、見え方(線の太さ、濃淡、歪
みに異常がないかを確認しましょう。
少しでも異常がみつかったら、眼
科の医師に相談しましょう。

奈良県医師会

地域福祉ボランティア基金

金、100,000円

山西 梅山 宏様

(亡夫、信夫様ご供養として)

ありがとうございました

地域福祉ボランティア基金

金、200,000円

箆山 森本 忠弘様

(亡妻、きよみ様ご供養として)

ありがとうございました



N.P.P.

駐在所だより

川合駐在所・洞川駐在所



ハンドルキーパー運動

昨年は全国的にも飲酒運転による極めて悲惨な死亡事故が続発し、又本県においても昨年は10月末で4人の方が亡くなるなど、依然として飲酒による交通死亡事故が跡を絶たず、県民はもとより全国民の飲酒運転の根絶を求める声が高まり、今までにない社会問題になってきています。

こうした中、警察では全国を挙げて新たな飲酒運転防止のための運動として「ハンドルキーパー運動」を広く国民に呼びかけているところです。

◆ハンドルキーパー運動とは

「複数で、自動車で飲食店に来て飲酒する場合、飲まない人を決めて、その人は酒を飲まず、他の人を安全に自宅まで送る運動」

を言い、この運動は、飲酒運転を許さない社会環境を構築するために、効果のある運動であると考えています。

これまでも当然のこととして、この運動を実践してこられた方、組織があると思いますが、村民の皆さんにおかれましてもこの運動にご賛同していただき、定着したものになりますように各方面に参加を呼びかけていただきたくご協力をお願いします。



1月10日は110番の日！

「110番 地域を守る ホットライン」

「知ってますか？ 警察相談 #9110」

110番通報は、警察への緊急手段です。事件事故等警察による緊急の対応を必要とする場合は、110番通報の迅速な活用をお願いします。

いたずら電話や無応答・かけ間違いなどが4回に1回の割合でかかっていますので、110番は、正しく、はっきりかけましょう。

警察への問い合わせや各種相談等については、警察相談専用電話（#9110番）を利用してください。



中吉野警察署	☎0747-53-0110
中吉野警察署川合駐在所	☎0747-63-0350
中吉野警察署洞川駐在所	☎0747-64-0350



中吉野広域消防組合 天川出張所

<http://nakayoshino.or.jp>

☎63-0299



■ 天川村管内通報の救急患者搬送

平成18年11月 7件

(対前月比 63.64% 対前年同月比 53.85%)



■ 平成18年歳末火災予防運動のお知らせ

『消さないで あなたの心の 注意の火』

今年も余すところ僅かとなりましたが、平成18年上半期（1月～6月）の全国火災発生件数をみますと、出火件数は29,205件であり、これはおよそ1日あたり161件、9分に1件の割合で火災が発生したことになります。特にこの時季になりますと、毎年火災の発生件数が増加しており、その原因もちょっとした不注意によるものがほとんどです。

中吉野広域消防組合では12月21日（木）～12月31日（日）まで歳末火災予防運動を実施し、消防本部・消防署・消防団が総力をあげて火災発生防止を図ります。

みなさまのご家庭でも特に火の元には十分注意していただき、輝かしい新年をお迎え下さい。

■ 消防署からのお願い

住宅防火 命を守る7つのポイント

◆ 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばから離れるときは、必ず火を消す。

◆ 4つの対策

- もしものとき、逃げ遅れないために住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災消火器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の強力体制を作る。

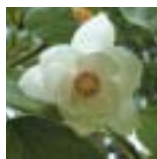
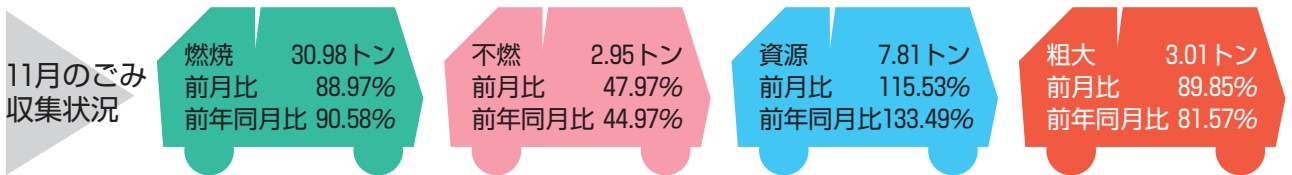


心豊かにたくましく生きる子どもたち

なかよしがい

12月2日(土)天川幼稚園遊戯室で「なかよしがい」を開催いたしました。
 来賓の方、地域の方、保護の方の温かいご声援をいただいたお陰で、子ども達は少し緊張しながらも日ごろの練習の成果を力いっぱい発揮することが出来ました。
 合唱・合奏・劇・遊戯で見られた子ども達の笑顔は、満足感と自信にあふれていました。

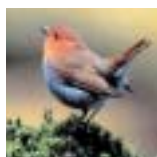
みんなで
がんばりました



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

川の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように
 ●スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
 ●自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

木の国

誰もが天と地の恵みで育つように
 ●郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
 ●共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

天の国

誰もが満天に輝く星のように
 ●一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
 ●ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。